

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。」）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバー（団体内統合利用番号連携サーバー） 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の項（予防接種法） （2）番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） （3）番号法第19条第6号（委託先への提供）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （1）情報提供の根拠 ・番号法別表第二：16の2、16の3 （2）情報照会の根拠 ・番号法別表第二：16の2、17、18、19

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 健康増進課 郵便番号: 795-0064 住所: 愛媛県大洲市東大洲270番地の1 電話番号: 0893-23-9117

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	I-1 ②事務の概要	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略) (3)健康増進事業に係る事務 本事務において、特定個人情報ファイルは取扱わない。	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略) (3)健康増進事業に係る事務 本事務において、特定個人情報ファイルは扱わない。 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務	事後	
令和3年6月8日	I-1 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月8日	I-3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、49、93の2の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、49、93の2の項	事後	
令和3年6月8日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月8日	Ⅳ－4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【○】委託しない	【 】委託しない 十分である	事後	
令和3年6月8日	Ⅳ－5 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【○】提供・移転しない	【 】提供・移転しない 十分である	事後	
令和3年9月30日	I－1 ②事務の概要	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略) (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略) (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I－3 法令上の根拠	(略) (2) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) (3) 番号法第19条第5号(委託先への提供) (略)	(略) (2) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) (3) 番号法第19条第6号(委託先への提供) (略)	事後	
令和3年9月30日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (1) 情報提供の根拠 ・番号法別表第二:26、56の2、69の2、87、115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第59条の2 (略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1) 情報提供の根拠 ・番号法別表第二:16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第59条の2 (略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	I－1 ②事務の概要	(略) (3) 健康増進事業に係る事務 本事務において、特定個人情報ファイルは取扱わない。 (略)	(略) (3) 健康増進事業に係る事務 ・健康増進事業の実施に関する事務 (歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診) (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I－3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、49、93の2の項(略) (4)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第67条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、49、76、93の2の項(略) (4)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	
令和4年3月4日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1)情報提供の根拠 ・番号法別表第二:16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第59条の2 (2)情報照会の根拠 ・番号法別表第二:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項 ・別表第二省令:第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第39条、第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1)情報提供の根拠 ・番号法別表第二:16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第50条、第59条の2 (2)情報照会の根拠 ・番号法別表第二:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 ・別表第二省令:第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第39条、第50条、第59条の2	事後	
令和4年3月4日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I - 1 ②事務の概要	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略) (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき交付する、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する事務	健康管理に関する事務は、(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種に係る事務、(2)母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子保健に係る事務、(3)健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業に係る事務、(4)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種に係る事務を実施するものである。 (略)	事後	機構改革により、「基礎評価書(18_健康管理)」から「新型コロナウイルス感染症対策対策に係る予防接種に関する事務」のみを分けて評価書を作成したことによる変更 (令和4年11月16日より前の変更は「基礎評価書(18_健康管理)」時のもの)
令和4年12月1日	I - 3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、49、76、93の2の項 (2)番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) (3)番号法第19条第6号(委託先への提供) (4)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	機構改革により、「基礎評価書(18_健康管理)」から「新型コロナウイルス感染症対策対策に係る予防接種に関する事務」のみを分けて評価書を作成したことによる変更 (令和4年11月16日より前の変更は「基礎評価書(18_健康管理)」時のもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1)情報提供の根拠 ・番号法別表第二:16の2、16の3、26、56の2、69の2、87、102の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第50条、第59条の2 (2)情報照会の根拠 ・番号法別表第二:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 ・別表第二省令:第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第39条、第50条、第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (1)情報提供の根拠 ・番号法別表第二:26、56の2、69の2、87、102の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。):第19条、第30条、第38条の3、第44条、第50条、第59条の2 (2)情報照会の根拠 ・番号法別表第二:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 ・別表第二省令:第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第39条、第50条、第59条の2	事後	機構改革により、「基礎評価書(18_健康管理)」から「新型コロナウイルス感染症対策対策に係る予防接種に関する事務」のみを分けて評価書を作成したことによる変更 (令和4年11月16日より前の変更は「基礎評価書(18_健康管理)」時のもの)
令和4年12月1日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	Ⅱ－1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	